

調布市民大町スポーツ施設事務室ほか空調機更新工事

図面番号	図面名称	縮尺
M - 01	表紙・図面リスト	—
M - 02	特記仕様書(1)	—
M - 03	特記仕様書(2)	—
M - 04	特記仕様書(3)	—
M - 05	特記仕様書(4)	—
M - 06	特記仕様書(5)	—
M - 07	案内図, 配置図	1/6000 1/500
M - 08	機器表	—
M - 09	空調平面図	1/100
M - 10	電気設備改修平面図	1/100
M - 11	電気設備既設平面図	1/100

設計図承認日：令和8年2月27日

件名 調布市民大町スポーツ施設事務室ほか空調機更新工事			
表紙	S=NON	令和7年度	令和8年3月
図面リスト		調布市総務部営繕課	
			No M-01

特記仕様書

第1編 共通事項

第1章 工事概要

- 1.1 工事件名 調布市民大町スポーツ施設事務室ほか空調機更新工事
- 1.2 工事場所 調布市菊野台3丁目27番地40
- 1.3 敷地面積 1,553.90㎡
- 1.4 建物概要 (1)建築面積 306.83㎡
(2)延床面積 267.52㎡
(3)階数 地上1階
(4)構造 RC造
(5)使用用途 事務室, 集会室

1.5 工事概要

- ・ガスヒートポンプ式エアコンの撤去・新設

1.6 工事種目別概要

(1)機械設備工事

- ・ガスヒートポンプ式エアコン室外機2台及び室内機12台の更新

(2)電気設備工事

- ・上記に伴う配線工事

(3)都市ガス設備工事

- ・上記に伴う配管工事（都市ガス工事は、東京ガスの責任施工とする。）

(4)撤去工事

- ・上記に伴う機器撤去工事

(5)仮設工事

- ・事務室工事期間中、多目的室へ仮設ケーブルの設置を行う。

1.7 工期

- 本工事は、現場閉所により実施する「週休2日制工事」である。週休2日を前提に労務費を補正し、予定価格を算出しているため、週休2日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。

詳細は東京都「財務局「週休2日促進工事」実施要領及び「調布市週休2日制工事実施要領（以下、「調布市要領」）」を参照すること。ただし、「調布市要領」における「経費」は「労務費」に読み替えるものとする。

なお、交代制を行う場合は、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。

また、実施方式は途中で変更することはできない。

この場合は、東京都「財務局「週休2日交代制工事」実施要領」及び「調布市要領」を参照すること。

なお、「調布市要領」は、調布市ホームページから、東京都財務局の各要領は、東京都財務局建築保全ホームページからそれぞれ入手できる。

- 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する「関東地方__東京__府中地点」におけるを閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））

WBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場があった場合には、受注者は発注者へ工期の延長に関する協議を申し出ることが出来る。

第2章 一般事項

調布市では、「ISO14001」に基づいた環境マネジメントシステムを構築・運営し、調布市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。

本取組には、受注者の協力が不可欠であることから、受注者は、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たり、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。

環境マネジメントシステムについては、東京都環境局ホームページを参照する。

2.1 適用範囲

(1) 本特記仕様書では、「令和5年版 東京都（建築・電気設備・機械設備）工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。

(2) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。

(3) 本特記仕様書の各項目における●については、本工事において適用させるものであることを示す。

2.2 特許権等の調査について

本工事に使用する機材及び施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。

2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い

契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡し日から1年以内及び2年以内に契約不適合調査（工事請負契約書第41条第1項の契約不適合及び不具合を確認するための調査をいう。）を行うので、発注者が求めた時には、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。詳細は、発注者の指示による。

2.4 成績評定について

調布市請負工事成績評定要綱（平成17年3月3日要綱第15号）に基づく工事成績評定については、次による。

● 対象

2.5 工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.7 各種点検、調査、見学会等への協力

(1) 監督員または監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために各種点検、調査等を行う場合、もしくは現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに立ち会い協力しなければならない。

2.8 設計変更等

設計変更等については、工事請負契約書第17条から23条までに記載しているところであるが、具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）によることとする。「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）については、東京都財務局ホームページを参照する。

2.9 読み替え

標準仕様書中、「東京都契約事務規則第37条第1項」とあるのは「調布市契約事務規則第29条」と、「東京都検査事務規程第2条第2号」とあるのは「調布市工事等検査事務規程」と、「東京都の競争入札参加有資格者」とあるのは「調布市の競争入札参加有資格者」と読み替えるものとする。

また、「受注者等提出書類処理基準」とあるのは「請負者等提出書類処理基準及び請負者等提出書類処理要領」（調布市総務部）並びに「工事提出書類一覧」（調布市総務部営繕課）と読み替えるものとする。

件名 調布市民大町スポーツ施設事務室ほか空調機更新工事			
特記仕様書(1)	S=NON	令和7年度	令和8年3月
		調布市総務部営繕課	
			No M-02

第4章 施工区分

4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の取扱いは、次による。

- 発注者の支給とする。

第2編 工種別事項

第1章 一般事項

第1節 総則

1.1.1 官公署その他への届出手続等（標準仕様書1.1.1.4）

工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。

1.1.2 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）

- (1) 本工事が調布市議会上程案件の場合、調布市議会で可決され契約を締結するまで、配置予定の監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（以下「監理技術者」という。）は、他の工事に専任で従事することができる。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。
 - 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。
 - 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場制作を含む工事全般について、工場制作のみが行われている期間、当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで政策が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。
 - 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。
- (3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。
- (4) 本工事で監理技術者を配置する場合において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置については、次のとおりとする。

○認めない

- 認める。特例監理技術者を配置しようとする場合は、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）及び監理技術者補佐の配置要件について」による。

1.1.3 工事の下請負（標準仕様書1.1.1.6）

一般ガス導管事業者が受注したガス工事については、標準仕様書「1.1.1.6工事の下請負」(1)及び工事請負契約書第5条「一括委任又は一括下請負の禁止」の規定を適用しない。

1.1.4 工事实績情報の登録（標準仕様書1.1.1.7）

契約金額が500万円以上の工事については、工事实績情報システム(コリンズ)に基づく工事实績情報の登録を行う。登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般 財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。

なお、工事实績情報システム（コリンズ）への技術者データの登録にあたり、現場代理人の「従事期間」は現場への常駐期間、監理技術者等の「従事期間」は配置期間を原則とする。

【登録先】 JACICのホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。

1.1.5 施工体制台帳等（標準仕様書1.1.1.10）

施工体系図には、一次下請人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期を記載する。

1.1.6 関連工事等の調整（標準仕様書1.1.1.11）

本工事の施工に伴う別契約の関連工事は、次のとおりである。

- なし

1.1.7 建設副産物の処理（標準仕様書1.1.1.16）

- (1) 建設副産物の取扱いは、次による。

ア 建設副産物の処理

受注者は、建設副産物の処理にあたっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」（島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）」（東京都）とする。以下同じ。）及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再利用・再生利用及び適正処理に努める。

ケ マニフェスト等の提示

(ア) マニフェストの提示

受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45 年法律第137 号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）又は電子マニフェストを利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェスト（紙）のうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し施工中いつでも監督員に提示できるようにする。

(イ) 集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。

(ウ) リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでもよい）を監督員に提示する。その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。（具体的には、再生利用認定制度や再生利用制度（個別指定）等における建設泥土の再生利用等の法的なマニフェストの交付が不要な再生が対象となる。）

(エ) リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでもよい）を監督員に提示する。

- (2) 建設副産物の処理は、次による。

(イ) 建設廃棄物の現場内再利用

現場内においては、次の方法で建設副産物の再利用を図る。

(ウ) 建設廃棄物の取扱い

受注者は、COBRIS等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。

件 名 調布市民大町スポーツ施設事務室ほか空調機更新工事			
特記仕様書（2）	S=NON	令和7年度	令和8年3月
		調布市総務部営繕課	
			No M-03

(イ) 有価物の取扱い

建設副産物のうち、有価物については自由処分とする。受注者は処分後、売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出する。

また、有価物として処分できない場合には、事前に監督員に協議の上、建設廃棄物として処分することができる。

なお、建設廃棄物として処分する場合には、(ウ)の規定による。(有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について(通知)」(令和3年4月14日環循規発第 2104141号)等を参照する。)

オ セっこうボードの処理方法は、次による。

- (ア) セっこうボードの撤去に際しては、セっこうボードの裏面に印刷されている製造会社名等により、石綿・ひ素・カドミウム等の含有の有無を確認し、監督員に報告する。
- 含有が確認された場合には、関係法令に基づき適切に処理するとともに、監督員に処理について協議を行う。

(イ) (ア)以外の石膏ボードの処理は次による。

- 最終処分場とする。
- 再資源化とする。

1.1.8 過積載の防止(標準仕様書1.1.1.17)

本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」(東京都財務局)によるものとする。

「過積載防止対策マニュアル」については、東京都財務局ホームページを参照する。

1.1.9 保険の加入及び事故の補償(標準仕様書1.1.1.19)

本工事において、受注者は法定外の労災保険(※)に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。

※法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険(労災保険)とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

第2節 工事関係図書

1.2.1 実施工程表(標準仕様書1.1.2.1)

着手に先立ち、工程表(全体・月間・週間)を作成し監督員に提出すること。

※ 全体工程表については、ネットワーク工程表とすること。

1.2.3 工事の記録等(標準仕様書1.1.2.4)

(1) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」(東京都財務局)の最新版による。

また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。

- 作成する。
- (2) 写真帳の提出は、次による。
 - 提出する。
- (3) デジタル工事写真の電子黒板情報電子化(以下、「電子黒板」という。)は次による。

受注者が電子黒板の導入を希望する場合、工事施工前に監督員へ申請し、承諾を得るものとし、電子黒板対象工事(以下、「対象工事」という。)とすることができる。

なお、申請時には電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等(以下、「使用機器」という。)に関する資料を添付するものとする。

ア 対象機器の導入

使用機器について、「財務局工事記録写真撮影要領」(東京都財務局)「第2章写真撮影の要領4(2)」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用する。

なお、信憑性確認機能(改ざん検知機能)とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」に記載されている技術を使用することをいう。

「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」については、CRYPTRECホームページを参照する。

イ 対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器を用いることが困難な工種については、この限りではない。

ウ 使用機器の事例として、「デジタル工事写真の電子黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

「デジタル工事写真の電子黒板情報電子化対応ソフトウェア」については、JACICホームページを参照する。

エ 本工事における電子黒板情報の電子的記入の取扱いは、「財務局工事記録写真撮影要領」(東京都財務局)によるが、「第3章 写真の整理と保存1」で規定されている写真編集には該当しない。

第3節 工事現場管理

1.3.2 施工条件(標準仕様書1.1.3.4)

(3) 施工条件は、次による。

- ア 工事着手及び施工時間帯については、施設運営に支障をきたさないよう、監督員と協議のうえ決定すること。
- イ 機器の撤去・新設については、事前に作業内容等を施設管理者と調整し施工日時の決定をすること。
- ウ 工事中は、施設関係者及び利用者等の安全に留意し事故のないように十分に気を付けて施工すること。
- エ 騒音作業及び振動作業は、事前に施工方法及び作業日程を調整のうえ実施すること。
- オ 資材及び廃材の搬入搬出、搬入時間等については、施設管理者と協議のうえ決定すること。
- カ 契約書第34条の規定による部分使用は受注者の承諾を得て善良なる管理者の注意をもって行う。
- キ アンカー、はつり補修を行う際の使用機器は、集塵機能付の機器を使用すること。

1.3.3 施工中の安全確保(標準仕様書1.1.3.6)

「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)第30条第2項における同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者(統括安全衛生管理義務者)については、次による。

- 本工事の受注者を指名しない。
- なお、この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。
- また、「労働安全衛生法」第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。
 - ア 統括安全衛生責任者
 - イ 元方安全衛生管理者
 - ウ 店社安全衛生管理者

件名 調布市民大町スポーツ施設事務室ほか空調機更新工事			
特記仕様書(3)	S=NON	令和7年度	令和8年3月
		調布市総務部営繕課	
			No M-04

1.3.4 石綿含有建材等の取扱い（標準仕様書11.1.3.2）

石綿含有建材の事前調査及び撤去等の取扱いについては、標準仕様書「11.1.3.2 石綿含有建材の取扱い」及び東京都建築工事標準仕様書「1.5.1 事前調査」、第29章「石綿除去工事」の当該事項による。

(1) 本工事の対象である建築物その他の施設において、石綿が含有していることが判明している建材等は、次による。

- なし

(2) 新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は、同様の調査を行う。

なお、事前調査を行うことができる石綿等に関する知識を有する者等とは以下の者である。

① 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成30年10月23日 厚生労働省 国土交通省 環境省告示第1号 令和2年7月1日改正）に基づき厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）

② (一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたもの
ただし、戸建て住宅及び共同住宅の住戸部分の内部の事前調査に限っては、前記「登録規定」に基づく講習を修了した戸建て等石綿含有建材調査者も行うことができる。また、事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所等に報告する。

また、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提示すること。

なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。

(参考)

【報告対象となる工事】

- ① 解体部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- ③ 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事

※いずれかに該当する場合は、石綿の使用の有無に関わらず報告が必要。

※事前調査結果の報告は原則として、「石綿事前調査結果報告システム」に登録し、一括で行うこととなっている。

詳細は、厚生労働省HP「石綿総合情報ポータルサイト」、東京都環境局HP「東京都アスベスト情報サイト」等を参照 (3) 工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には、追加の事前調査を行う。なお、新たに分析調査を行う場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

(4) 石綿含有ガasket、パッキン等の石綿含有材料の事前調査及び撤去等の取扱いについては、「石綿障害予防規則」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等の石綿に関する関係法令を遵守し、適切に処理する。工事場所や規模に応じて、都、区、市及び労働基準監督署等への確認を事前に行う。

第4節 機器及び材料

1.4.1 環境への配慮（標準仕様書1.1.4.1）

(1) 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目（以下、「環境物品等」という。）の調達等は、原則として、次による。

「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等については、東京都都市整備局ホームページを参照する。

ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。

(7) 特別品目

- ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
- 環境配慮形(EM)電線・ケーブル

(4) 特定調達品目

- ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機

イ 受注者は、ア以外のもので「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に示す環境物品等の使用を希望する場合は、性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、それを使用することができる。

ウ 受注者は、環境物品等の各品目ごとの「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。

第5節 施工

1.5.1 排出ガス対策型建設機械（標準仕様書1.1.5.6）

次の建設機械には、排出ガス対策型のものを用いる。

一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW）

(1) バックホウ

(4) 発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。）

(7) ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）

（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による排ガス規制を受けている建設機械は除く。）

1.5.2 低騒音・低振動型建設機械（標準仕様書1.1.5.7）

(1) 次の建設機械には、低騒音型のものを用いる。

ア バックホウ

エ クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン

シ 発動発電機

1.5.3 化学物質の濃度測定（標準仕様書1.1.5.8）

化学物質の濃度測定は、次による。

- 測定は行わない。

第6節 しゅん功図等

1.6.1 完了時の提出図書（標準仕様書1.1.7.1）

(1) しゅん功図は、作成する。（「1.6.2 しゅん功図」による。）

(2) しゅん功写真の作成は、次による。

- 作成しない。

(3) 保全に関する資料は、作成する。

1.6.2 しゅん功図（標準仕様書1.1.7.2）

しゅん功図の種類、内容及び提出部数は、次による。

(2) 様式

しゅん功図の原図の様式は、設計図書に準じた寸法、縮尺、文字、図示記号等を用い、CADで作成したものとする。

（製作図をしゅん功図として提出する場合は、

その原図を省略することができる。）

(3) 提出部数

ア 電子データ版 (CD-R等) 1部

件名 調布市民大町スポーツ施設事務室ほか空調機更新工事			
特記仕様書(4)	S=NON	令和7年度	令和8年3月
		調布市総務部営繕課	
			No M-05

1.6.3 保全に関する資料（標準仕様書1.1.7.3）

(1) 保全に関する資料の作成内容等は、次による。

イ その他の保全に関する資料

- 予備品等引渡し通知書
- 試験成績書
- 鍵・備品・工具リスト
- 保証書
- 建築物等の保守に関する説明書（機器取扱説明書、装置の運転説明書等）
- 機器完成図

※1部提出すること。

1.6.4 電子納品（標準仕様書 1.1.7.4）

(3) 設計図CADデータの貸与の適用は、次による。

- 貸与する。ただし、貸与するデータを当該工事における施工図又はしゅん功図の作成以外の用途に使用してはならない。

(4) 電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）の納品については、次による。

電子黒板写真並びに電子黒板写真を管理したビューアソフトは、工事完成時に電子納品対象成果物として納品する。

なお、納品時にJACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出する。

JACICが提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）については、JACICホームページを参照する。

【機械設備工事】

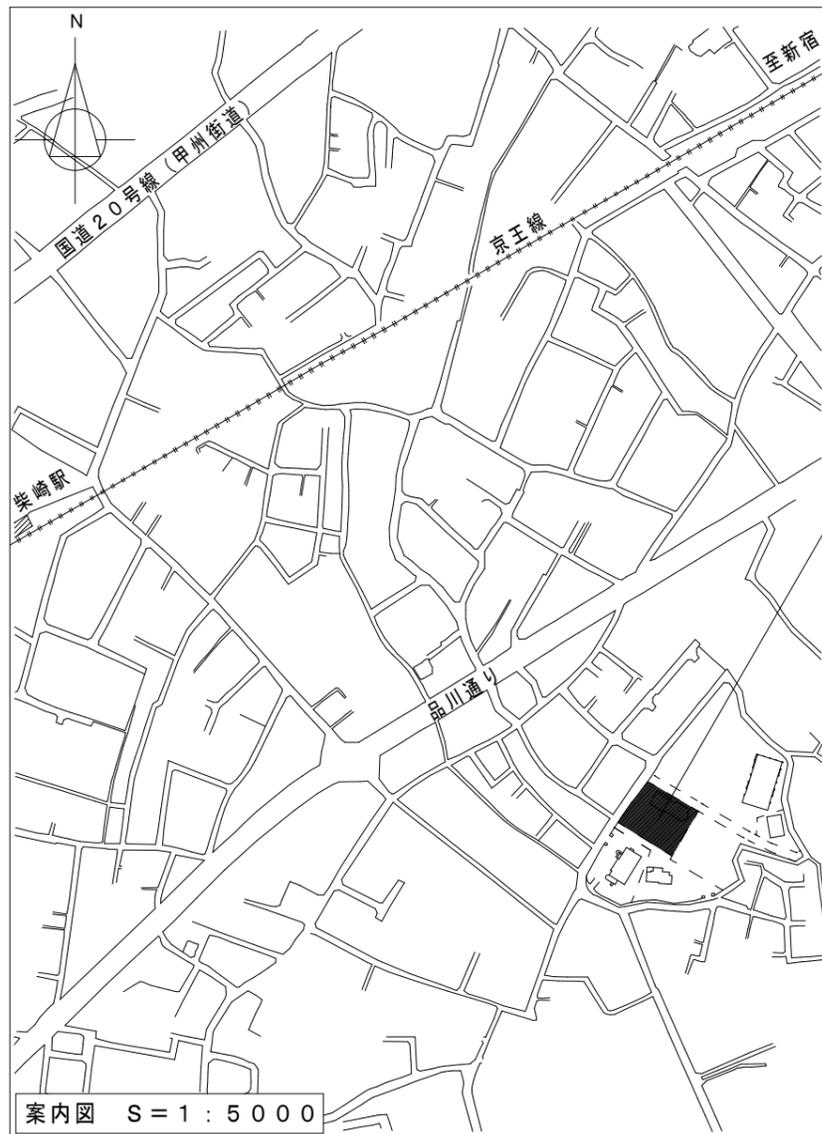
第2章 工事種目別特記事項

(1) 標準仕様書で「特記による。」とされている事項は、次による。なお、各事項の番号、名称は、標準仕様書の該当項目を指す。

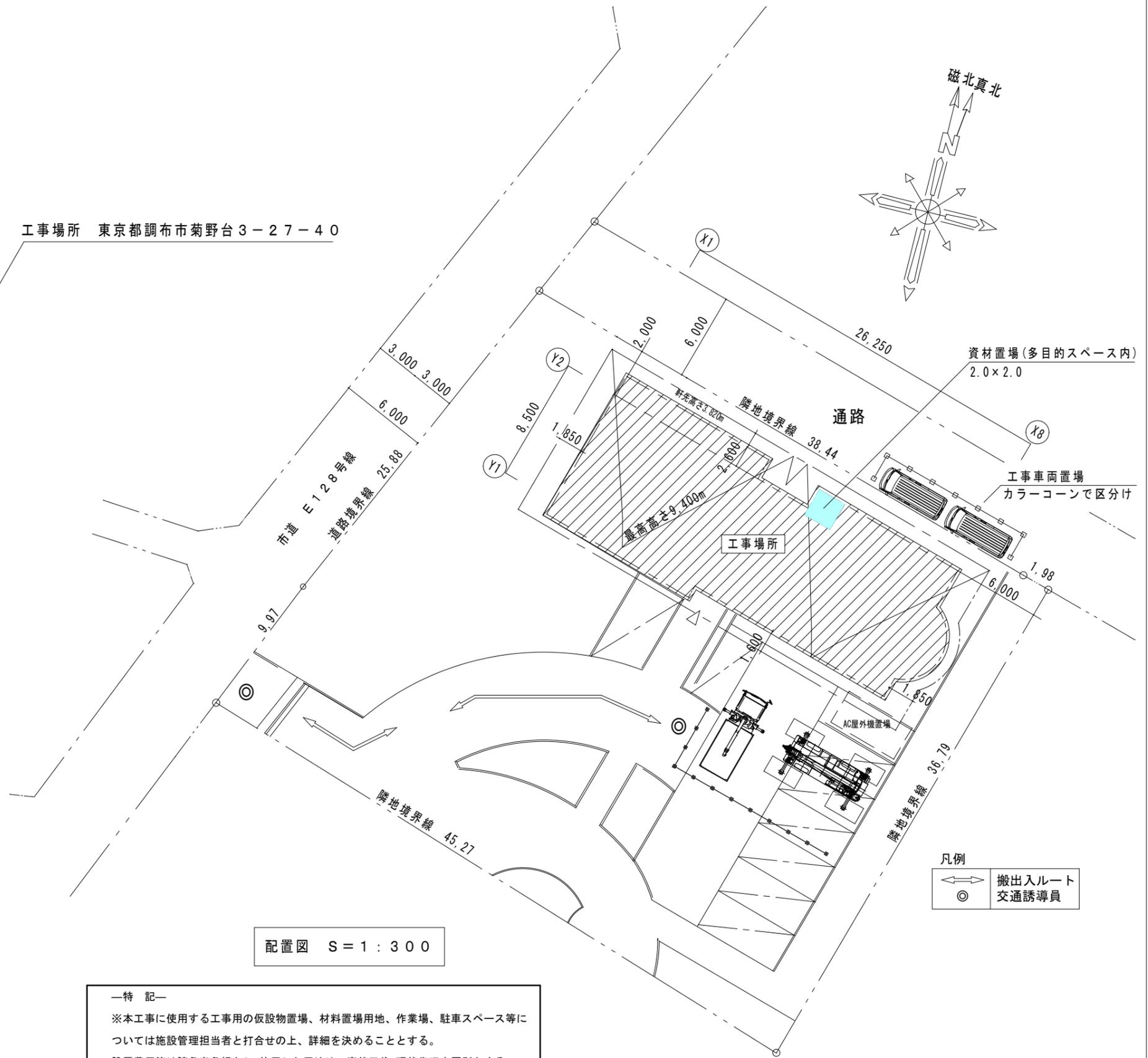
11.3.1.1 養生範囲

各室内、机上、廊下等の屋内作業箇所、作業通路・搬入通路の養生及び清掃を行うこと。

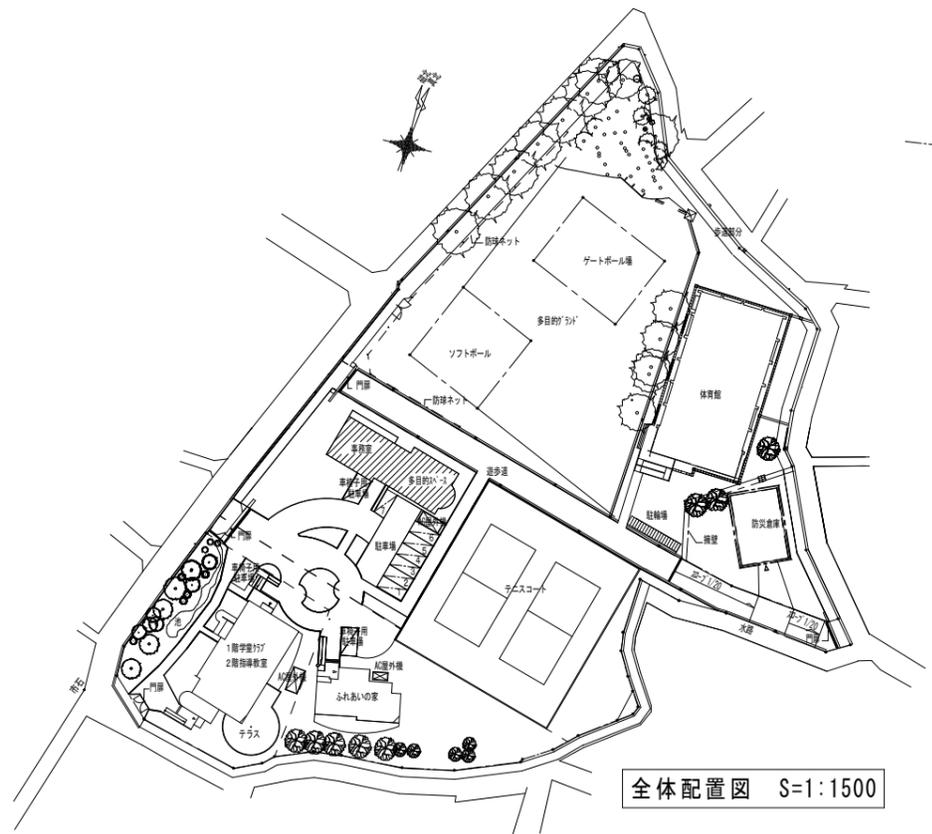
件名 調布市民大町スポーツ施設事務室ほか空調機更新工事			
特記仕様書(5)	S=NON	令和7年度	令和8年3月
		調布市総務部営繕課	
			No M-06



工事場所 東京都調布市菊野台3-27-40



—特記—
 ※本工事に使用する工事用の仮設物置場、材料置場用地、作業場、駐車スペース等については施設管理担当者と打合せの上、詳細を決めることとする。
 設置費用等は請負者負担とし、使用した用地は工事終了後、現状復旧を原則とする。
 ※搬入搬出作業で重機等を使用する場合は、あらかじめ仮設計画図を提出し承諾を得ること。
 ※工事施工中は、児童、生徒及び施設利用者等の安全には十分注意すること。



件名 調布市民大町スポーツ施設事務室ほか空調機更新工事				
案内図	1/5000	令和7年度	令和8年3月	No
配置図	1/300	調布市総務部営繕課		M-07

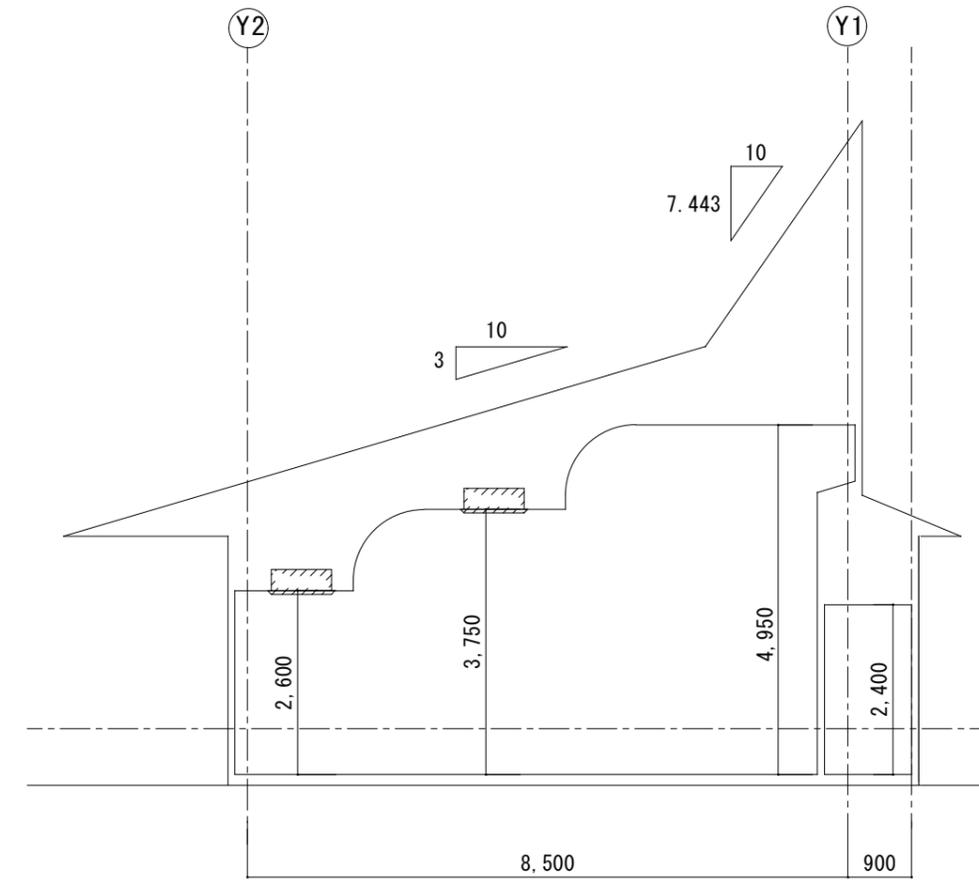
新設機器表

機器番号	機器名称	仕様及能力	消費電力	設置場所	台数	備考
GHP-1	ガスヒートポンプエアコン	屋外据置型	3φ200V	屋外	2	
	室外機	冷房能力：45.0kw 暖房能力：50.0kw	冷)1.14kw			
	リニューアル対応機	寸法：H2,228×W1,650×D880 質量：595kg (参考)	暖)0.51kw			
		定格出力：10.0kw 冷媒：R410A×11.5kg				
		接続冷媒管サイズ 12.7φ、28.6φ				
GHP-1-1	ガスヒートポンプエアコン	天井埋込カセット4方向吹出型	1φ200V	事務室	12	
	室内機	冷房能力：7.1kw 暖房能力：8.0kw	冷)0.035kw			
		寸法：H235(29.5)×W840(950)×D840(950) 質量：21(5)kg	暖)0.035kw			
		接続冷媒管サイズ 9.5φ、15.9φ				
		昇降グリル、昇降操作専用リモコン×2				
		液晶ワイヤードリモコン×2				
BF	防雪フード	材質：SUS304 t1.0 表面処理：脱脂処理		屋外	2	防球ネット取付
	GHP室外機(吹出口用)	寸法：H700×W1,652×D880 質量：32kg				

- 1) 機器表に記載無き事項は、令和5年版東京都機械設備工事標準仕様書による。
- 2) 機器の能力は、JIS8616による定格能力とする。
- 3) グリーン購入法(特定調達物品等)適合品とする。
- 4) 新設機器表の電気容量、送風機風量は参考値とする。
- 5) 新設機器表の機器外形寸法、質量は参考値とする。

撤去機器表

機器番号	機器名称	仕様及能力	消費電力	設置場所	台数	備考
ACP-1	ガスヒートポンプエアコン	屋外据置型	3φ200V	屋外	2	型式：サヨ- SGP-H450M1GR
	室外機	冷房能力：45.0kw 暖房能力：50.0kw	冷)1.36kw			
		寸法：H2,248×W1,800×D1,000 質量：785kg	暖)1.12kw			
		定格出力：10.0kw 冷媒：R410A×13kg				
		接続冷媒管サイズ 12.7φ/28.6φ				
		防雪フード				
ACP-1-1	ガスヒートポンプエアコン	天井埋込カセット4方向吹出型	1φ200V	事務室	12	型式：サヨ- SGP-SH71K1
	室内機	冷房能力：7.1kw 暖房能力：8.0kw	冷)0.051kw			
		寸法：H256(35)×W840(950)×D840(950) 質量：22(4.5)kg	暖)0.040kw			
		接続冷媒管サイズ 9.5φ/15.9φ				
		リモコンスイッチ×2				



断面図 S=1/100

凡例(新設)

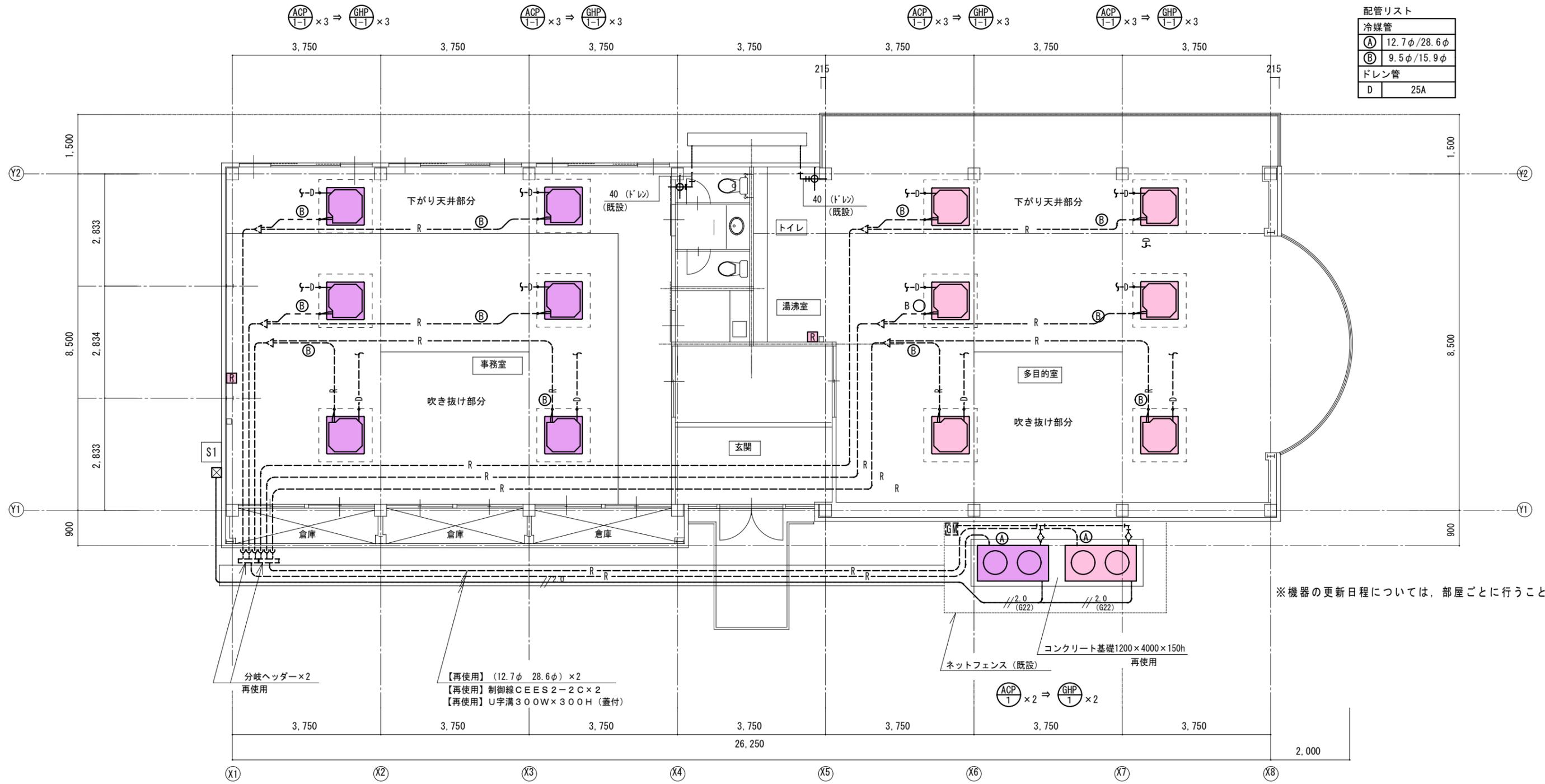
記号	名称	仕様
— R —	冷媒管	冷媒被覆銅管
— D —	ドレン管	結露防止層付硬質塩化ビニル管
— G —	ガス管	東京ガス(株)指定品
GM	ガスメーター	貸与品

凡例(既設)

記号	名称	仕様
— R —	冷媒管	冷媒被覆銅管
— D —	ドレン管	硬質ポリ塩化ビニル管(VP)
— G —	ガス管	東京ガス(株)指定品
GM	ガスメーター	貸与品

件名 調布市民大町スポーツ施設事務室ほか空調機更新工事

機器表	S=NON	令和7年度	令和8年3月	No
		調布市総務部営繕課		M-08



配管リスト

冷媒管	
(A)	12.7φ/28.6φ
(B)	9.5φ/15.9φ
ドレン管	
D	25A

※機器の更新日程については、部屋ごとに行うこと。

- 分岐ヘッダー×2 再使用
- 【再使用】(12.7φ 28.6φ) × 2
- 【再使用】制御線CEES2-2C×2
- 【再使用】U字溝300W×300H (蓋付)

コンクリート基礎1200×4000×150h 再使用

凡例

--- 3.5	EM-CE3.5-3C
--- 2.0 (G22)	EM-EEF2.0-3C(G22)
--- 2.0	EM-CEES2.0-2C(天井内コガシ及びU字溝内)
--- 2.0	EM-CEE2.0-2C(天井コガシ) リモコン線
-R-	冷媒用被覆銅管 ガス管：保温厚20mm以上 液管：保温厚10mm以上
-D-	硬質塩化ビニル管 (既設) 結露防止層付硬質塩化ビニル管 (新設)
[R]	液晶ワイヤードリモコン
---	天井隠ぺい配線
----	露出配線

空調平面図 S=1/100

内部仕上表 (既設)

	床	壁	天井
事務室	タフローリング 厚12.0	珪合板 厚6.0 SOP	LGS下地, 石膏ボード下張り t 9.0+岩綿吸音板 t 12.0
多目的室	タフローリング 厚12.0	珪合板 厚6.0 CL 珪消し	LGS下地, 石膏ボード下張り t 9.0+岩綿吸音板 t 12.0

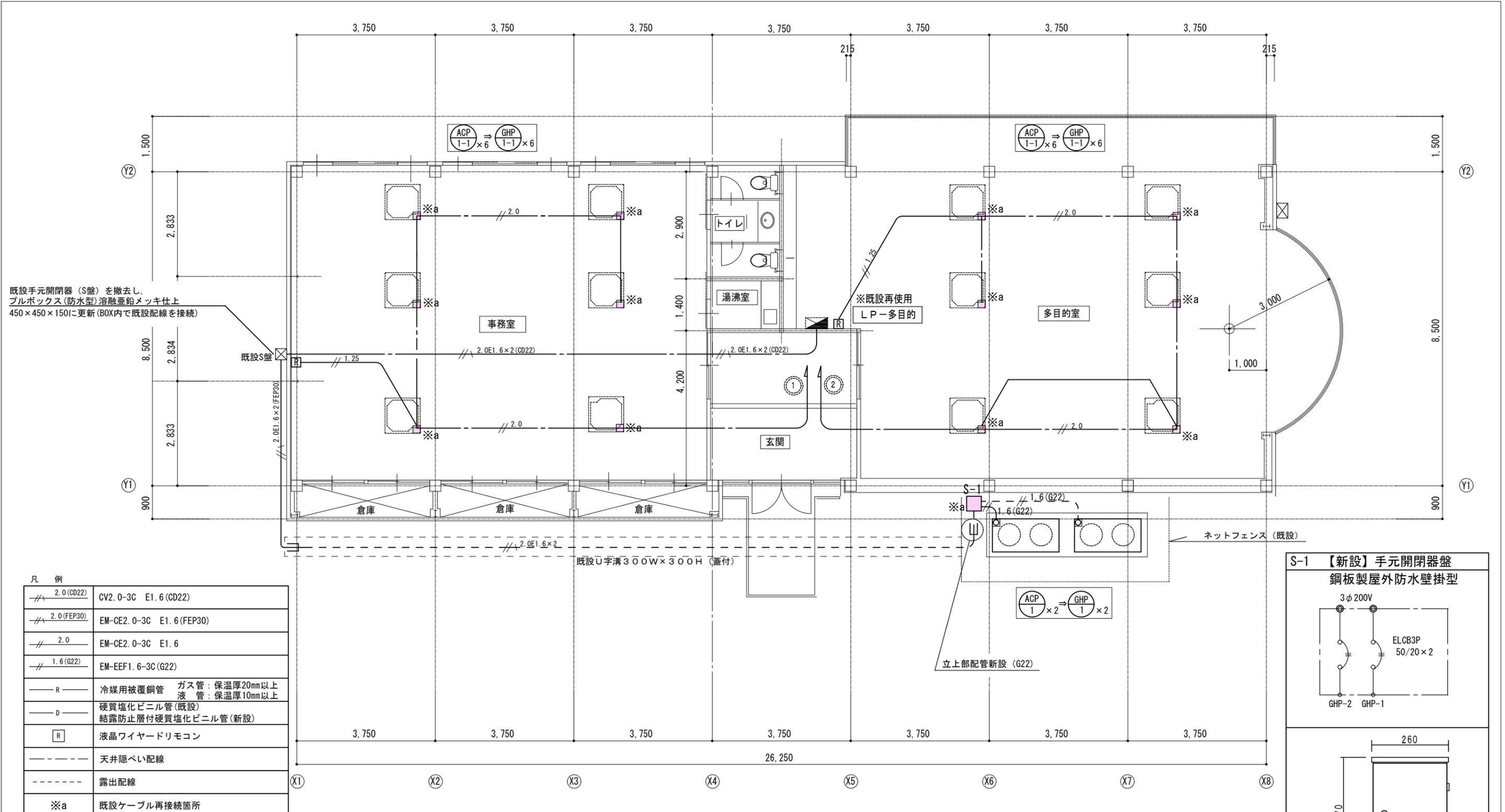
注記

※ 図中実線部の冷媒配管及びドレン配管は全て新設、点線部は既設を再使用とする。

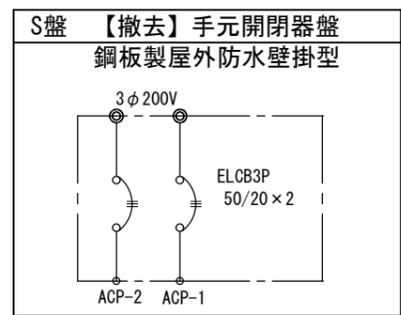
※屋外配管のラッキングはステンレス鋼板(SUS304)製とする。

件名 調布市民大町スポーツ施設事務室ほか空調機更新工事

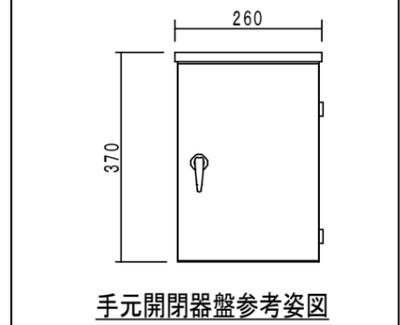
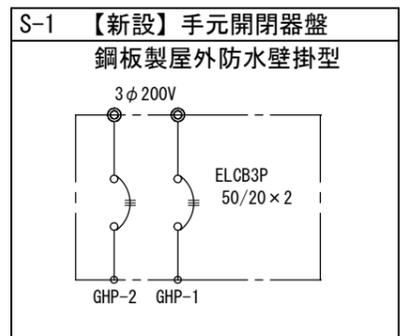
空調平面図	S=1/100	令和7年度	令和8年3月	No
調布市総務部営繕課				M-09



電源線及び制御線、リモコン配線は既設再使用とする。
新設手元開閉器から室外機までの電源配線は新設とする。



電気設備平面図 S-1/100



※機器への接続は、金属可とう電線管にて接続をすること。

件名 調布市民大町スポーツ施設事務室ほか空調機更新工事

電気設備改修 平面図	S=1/100	令和7年度 令和8年3月	No
		調布市総務部営繕課	M-10